

1. 豊平区地域部会

(1) 成り立ち

平成17年、豊平区内の事業所の有志、豊平区社会福祉協議会のメンバーで互いに顔の見える関係を作ることを目的に『自立支援ネットワーク会議』を立ち上げる。定期的に定例会(勉強会・交流会)を開催。地域の方々への発信の場として、年に1回とよひら福祉フォーラムを開催。

平成21年、札幌市自立支援協議会の立ち上げに伴い、協議会の部会として位置づけ『豊平区地域部会』に移行。定例会、福祉フォーラム(のちのとよひらフェスティバル)の他に、サービス別小部会の設置、防災に関する取り組みなど活動の幅を広げる。

令和5年、活動内容、運営委員の構成など全体的な見直しを図り小部会を廃止。

令和7年、チーム別(地域課題、防災、研修、広報)の活動を開始、これまで取り組めなかった活動に重点を置く。

(2) 目的・テーマ

目的

障がい当事者、障がい福祉事業者、行政機関、その他豊平区内の様々な関係団体等との連携のもとに、障がい児者を含むすべての豊平区民が、互いに理解し合いながら主体的に関わり、だれもが安心して生活できる「地域づくり」を行っていくことを目的とする。(札幌市自立支援協議会豊平区地域部会規約より抜粋)

テーマ

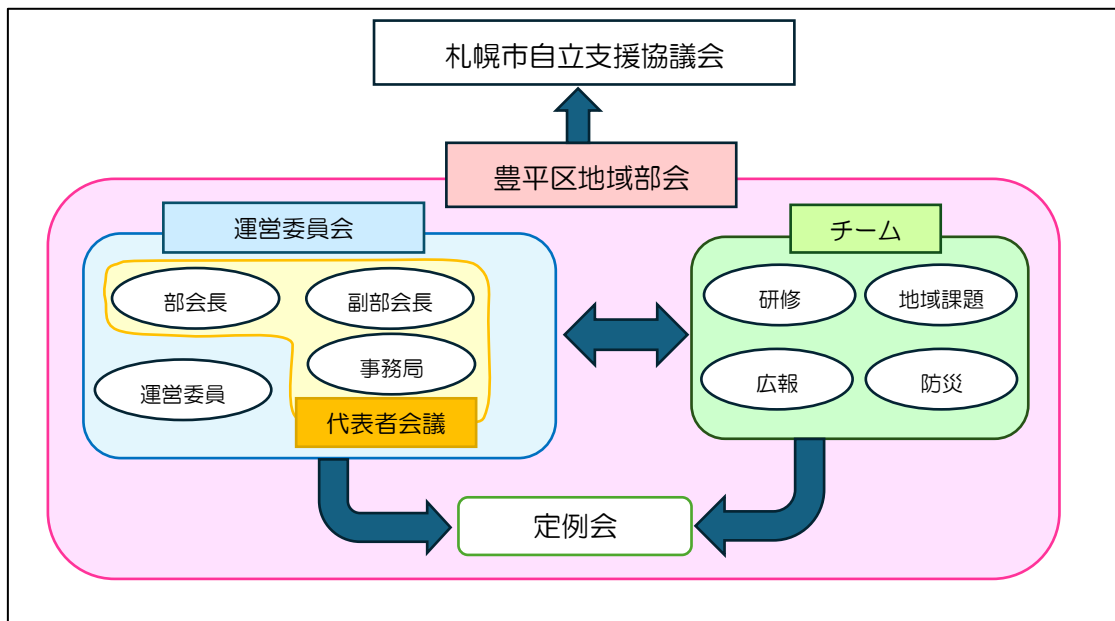
とよひらマトリックス～つなぐ、つながる、とよひらの輪～

豊平区地域部会が土台となり、当事者、支援者に関わらず困ったときに助け合える顔の見える関係作りに重点を置いている。

(3) 構成

札幌市自立支援協議会豊平区地域部会規約に準ずる

(4) 組織図



(5) 札幌市自立支援協議会との関係

地域課題を発掘・検証した後、豊平区内では解決できない課題について、札幌市自立支援協議会へ提言する。また、札幌市自立支援協議会より検討依頼のあった課題等について検証する。

2. 運営委員会

(1) 役割

- 豊平区地域部会の運営について協議。
- 定例会など全体協議が必要な事柄の報告、協議、決定。
- チーム活動の報告の場とする。

(2) 構成

- 運営委員と事務局で構成する。
- 運営委員の定員は 12 名とし、うち、部会長 1 名、副部会長 1 名とする。
- 必要に応じ、オブザーバーとして関係機関の担当者等を加えることができる。

(3) 運営方法

- 月 1 回程度、平日午後に実施する。
- 年間計画を策定し実施する。

(4) 部会長・副部会長

① 役割

部会長	副部会長
<ul style="list-style-type: none">• 総会等での挨拶• 札幌市自立支援協議会全体会・連絡会への出席• 札幌市自立支援協議会から豊平区地域部会への報告・調査• 札幌市・ワンオールから提出依頼があったものへの対応• 札幌市自立支援協議会豊平区地域部会を応援する会の通帳、印鑑管理• 代表者会議への出席	<ul style="list-style-type: none">• 各種会議への代理出席• 札幌市自立支援協議会豊平区地域部会を応援する会の資金管理• 新規運営委員希望者への説明・質問への回答• 待機者リストの管理• 運営委員の任期管理• 代表者会議への出席

② 任期

部会長、副部会長の任期は基本 2 年間とし、再任は行わないものとする。

③ 選考方法

- 次期部会長は、現副部会長が就任する。
- 次期副部会長は、現部会長と現副部会長の協議により運営委員の中から指名する。

- ・次期副部会長の選出は、次期部会長が所属する任期グループとは異なる、グループより選出し、運営委員会に報告する。
- ・任期途中で辞任する場合も同様の選考方法とする。

(5) 運営委員

① 役割

- ・豊平区地域部会の円滑な運営を担い、関係機関との連携を強化しながら、障害児者を含む豊平区民が安心して暮らせる地域づくりを推進する役割を担うものとする。
- ・運営委員会において議題に沿った会議の進行を輪番で行うものとする。
- ・各チームのいずれかに所属し活動する。

② 任期

- ・任期は1期3年とし、再任は可能とする。ただし、通算の任期は3期を限度とする。
- ・運営委員は就任時に1グループに所属し、年度が替わるごとに所属するグループの数字が増える。3グループはその年度末に任期満了となり、選考の対象となる。

	任期
1グループ	1年目、4年目、7年目
2グループ	2年目、5年目、8年目
3グループ	3年目、6年目、9年目

- ・欠員により補充された運営委員は欠員が生じたグループの所属となる。なお、任期を引き継ぐものとし、1期分としてカウントする。

③ 選考

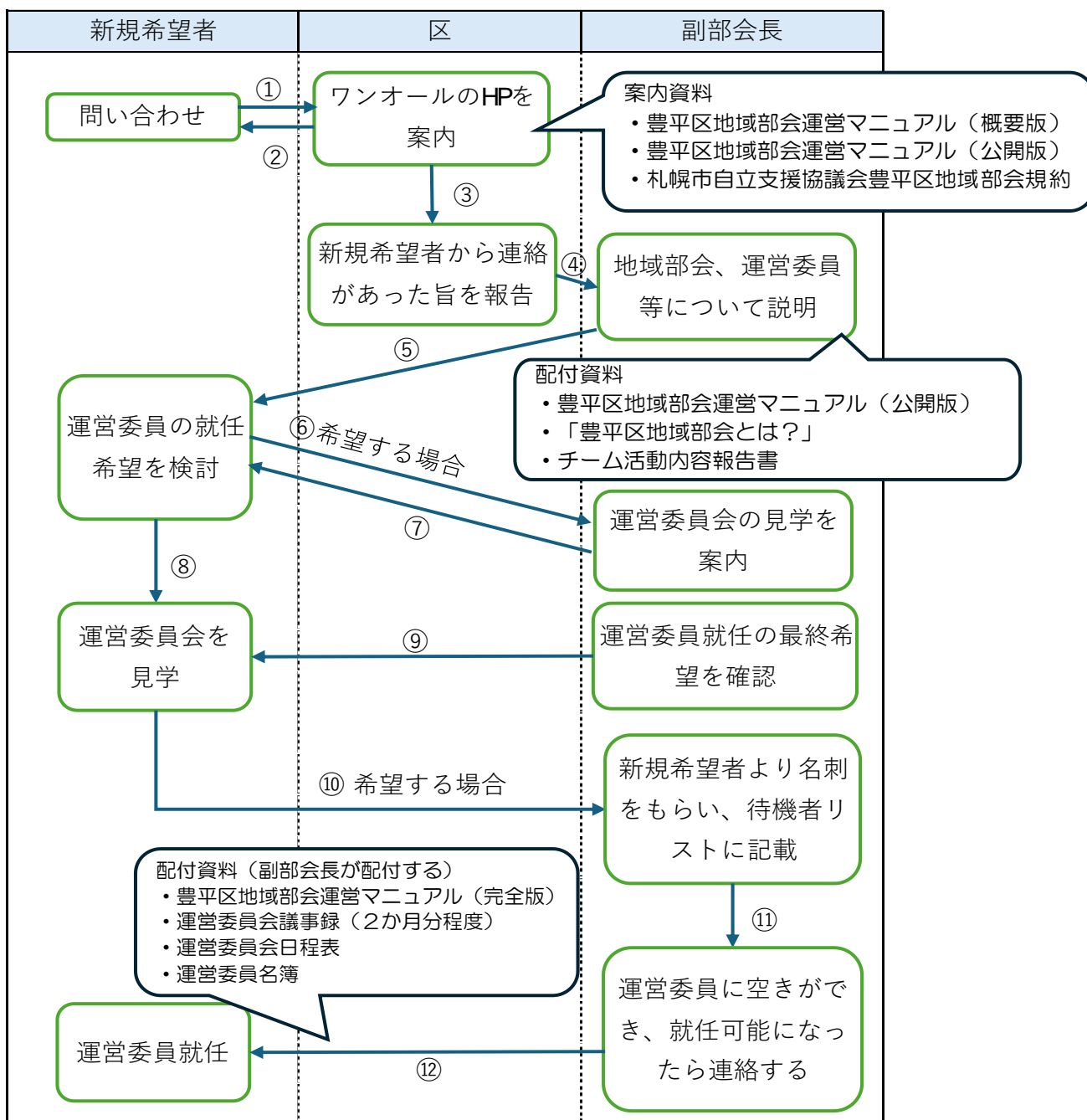
- ・運営委員は主な勤務地が豊平区内にあり、運営委員会及び定例会への出席が7割以上可能な者とする。
- ・選考は3月に行う。
- ・欠員がいる場合、9月にも選考を行う。

a. 優先順位

- 1) 部会長・副部会長
- 2) 欠員により任期途中から運営委員になった者（3年未満）
- 3) 区分

- 4) 新規希望者（申し込みの早い順）
 - 5) 再任希望者
- ※チームに所属していることを原則とする。

b. 流れ
【新規】



〈 見学について 〉

- 運営委員会の見学は 1 度のみとする。
(3 月・9 月の運営委員会は委員の選考を行うため見学は受け付けない。)
- 席は運営委員とは別の場所に準備する。
- 見学時は傍聴のみとする。

【再任】

副部会長は再任希望者を待機リストに記載する。
運営委員会の見学は不要とする。

c. 待機者リスト

- 副部会長は、新規および再任希望者（以下「希望者」という。）から就任の意向を示された場合、待機者リストに必要事項を記入し、管理する。待機者リストは、運営委員会で選考を行う際に配付する。
- 待機者リスト記載事項：名前、所属、連絡先（TEL、メールアドレス）、区分、受付日

※優先順位までは記載しない

※区分は当事者、日中活動系（就労、地活等）、介護系（居宅・生活介護等）、子ども系（児童発達支援・放デイ等）、居住系（グループホーム・施設等）、その他（相談・医療・その他）とし、希望者に確認する。

3 月の選考対象者・・・2 月の運営委員会までに見学に来た運営委員会新規希望者
9 月の選考対象者・・・8 月の運営委員会までに見学に来た運営委員会新規希望者

d. スケジュール

4 月	総会資料で運営委員を報告。
9 月	欠員がいる場合、選考を行う。待機者リストを参考に新運営委員を決定。 運営委員会で現運営委員の出席率の共有。
12 月	運営委員会前に出席率が 7 割に満たない運営委員に事務局から連絡。 運営委員会で次年度交代する人数の確認（任期満了者、任期途中で辞退する者の確認）。
2 月	副部会長は任期満了者に対して再任希望を最終確認。
3 月	運営委員会時に次年度交代する人数を最終確定し、選考を行う。待機者リストを参考に新運営委員を決定。

④ 任期途中の辞任・解任

空いた枠は欠員とし、10月又は4月に補充する。なお、運営委員が所属していた事業所においてそのまま別の職員が運営委員を引き継ぐことはできないものとする。

・任期途中で辞任する場合

その旨を部会長に相談の上、運営委員会にて報告する。

・転職・退職する場合

任期途中であってもその時点で解任とする。

・法人内異動をする場合

新たに所属する事業所が豊平区内の場合は、運営委員の所属を変更の上継続できるものとする。なお、他区の場合は、任期途中であってもその時点で解任とする。

・出席率が満たない場合

出席率（4月から翌年2月の運営委員会及び定例会の合計）が7割に満たない場合は、任期途中であっても年度末をもって解任とする。

3. チーム

(1) 役割

- 豊平区で取り組む必要がある課題についてチームを作り、重点的に議論検討を進め、活動を行い、地域づくりに貢献していく。
- 定例会等の企画、当日運営。

(2) 構成・活動内容

【構成】

研修、広報、地域課題、防災の4グループを構成。必要に応じてチームを増減させる。なお、各チームには必ず事務局から1名以上所属し、進捗管理を行うものとする。

【活動内容】

(研修)

勉強会や茶話会などの定例会を企画・運営を行う。

(広報)

広報誌アップルネットワーク等を通して利用者や一般市民の方々に興味をもってもらい、福祉に興味がある方々と事業所を結ぶ啓発活動を行う。

(地域課題)

豊平区内の事業所を対象に個別のニーズ「困りごと」の抽出・解決に向けた活動を行う。

(防災)

会員事業所への防災に対する普及啓発や同業他社と情報交換の場づくり。地域の防災関連に役立つツールの開発。

(3) 運営方法

- チーム活動内容報告書を作成し、運営を行う。
- チームの開催頻度は活動状況によって設定する。
- 会議を実施した場合は毎回議事録にまとめ、運営委員全体にメール等で共有する。
- 活動内容は毎月運営委員会で報告を行う。
- 各チームは活動内容等を鑑み、チーム員の募集を行う。

(4) チーム長

① 役割

- 会議の議事進行。
- チームを参集する場合の日程調整等。

- 年度末のチーム活動内容報告書及び名簿の作成。
- チーム員の変更があった場合の名簿の変更。
- チーム加入希望者への対応。
- 運営委員会におけるチームの活動報告。
- 定例会等の当日運営がチームだけでは難しい場合は、事前に運営委員会に対して応援を依頼する。

② 選任方法

- チームに所属する運営委員の中から選任する。

③ 辞任する場合

- 基本は年度末の交代とする。
- 年度途中の場合は、チーム内で新チーム長を選任し、運営委員会で報告する。

(5) チーム員

① 構成

豊平区地域部会の構成員のうちチームに所属することを希望する者

② 希望者への対応

- チームに所属することを希望する者は、チーム長に申し出て、チームの説明を受け、見学をした上で最終的な希望の有無を決定する。チーム長が運営委員会への報告を行う。

③ 辞任する場合

- チーム員を辞退する場合は、チーム長に辞退を申し出る。チーム長は運営委員会への報告を行う。

4. 定例会

- 隔月 1 回程度、平日夜間に実施
- 豊平区地域部会の構成員を対象に外部講師を呼んでの研修や、豊平区内事業所の交流を深めるための茶話会等を実施する。